

## 登録調査機関からの確認結果の報告について

平成30年12月6日  
那覇産業保安監督事務所

那覇産業保安監督事務所は、平成30年11月14日付けで管内の登録調査機関（1機関）に対し、一般用電気工作物の定期調査において、不適切な調査がおこなわれていないか、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めていましたが、このたび、当該登録調査機関から確認結果の報告がありました。

1. 那覇産業保安監督事務所管内の登録調査機関(1機関)から不適切な調査は行っていない旨の報告がありました。

(本件に関するお問い合わせ先)

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎  
経済産業省 那覇産業保安監督事務所保安監督課

課長：土井

担当：玉城、長嶺

電話：098-866-6474